

学校法人聖母女学院コンプライアンス委員会規程

〔2023年7月1日制定〕

第1条 学校法人聖母女学院コンプライアンス規程（以下、「規程」という。）第8条にもとづき、理事長の下に学校法人聖母女学院コンプライアンス委員会（以下、「コンプライアンス委員会」という。）を設置する。

第2条 コンプライアンス委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する方針や戦略の策定、重要なコンプライアンス上のリスクの評価、監督・監視を行い、組織内でのコンプライアンス活動の透明性と独立性を確保し、組織全体のコンプライアンス文化を促進する。さらに、コンプライアンスに関する相談を受け付け、直接的・間接的な対応を講じるものとし、下記の業務を行う。

- (1) コンプライアンスの推進に係る重要な事項・方針およびコンプライアンス違反の再発防止策の策定およびその変更を常任理事会に提案すること。
- (2) コンプライアンスの推進のための啓発、研修を企画・実施し、コンプライアンスに反する行為の発生を未然に防止するために必要な措置を講じること。
- (3) 理事長の諮問を受けて、重大な法令違反、規程違反または契約違反行為に係る是正措置を答申すること。
- (4) 本学院の各組織におけるコンプライアンスの状況に関する情報収集と管理を行うこと。
- (5) 「内部通報窓口」や「外部通報窓口」の設置と運営を行うこと。
- (6) コンプライアンスに関する相談を受けること。
- (7) コンプライアンスに関する事態において、直接的・間接的な対応を行うこと。
- (8) 事故の重大性に応じて、「特別調査委員会」や「第三者委員会」の設置を行うこと。
- (9) その他、本学院のコンプライアンスの推進に必要と定める事項。

第3条 コンプライアンス委員会は、次の者によって構成する。

- (1) 常任理事
- (2) 法人事務局長
- (3) 人事課課長
- (4) 有識者
- (5) その他、理事長が指名する者

2 前項第4号、第5号に掲げる委員は、理事長が任命する。

3 第1項1号から第3号までに掲げた委員の任期は、その職の在任期間とする。第4号および第5号に掲げた委員の任期は1年とする。（必要に応じて、再任を認めることとする。）

第4条 委員会に委員長をおき、前条第1項に掲げた委員の中から委員会において選出する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき、または欠けるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が副委員長となりその職務を代行する。

第5条 コンプライアンス委員会は、年1回の定例で開催するほか、必要に応じて開催する。

2 コンプライアンス委員会は、委員の2分の1以上の出席によって成立する。

第6条 学院（設置する学校）の業務もしくは組織または、理事等・教職員に法令違反、規程違反、または契約に関する違反等が生じている、または生じようとしている旨の通報、ハラスメントに関する相談の通報の窓口は、以下の通りとなる。ただし、この通報制度窓口は、設置学校の生徒及び児童の（以下、「生徒等」という。）の法令違反やマナー違反等を対象としているものではない。生徒等の行為に関する指摘、意見等については、各学校の窓口に相談するものとする。

・内部通報窓口

コンプライアンス委員 担当：人事課課長 内泉美和

電 話：075-641-0507

F A X：075-644-2680

メールアドレス：mika@seibo.ed.jp

・外部通報窓口

法人事務局 山下道明

電 話：075-641-0507

F A X：075-644-2680

メールアドレス：nyamashita@seibo.ed.jp

第7条 この規程の改廃は、常任理事会が行うこととする。

附 則

この規程は、2023年7月1日から施行する。